

## 税制改正に関するお知らせ！

### 令和3年度 確定申告における主な改正点

#### ①確定申告書等の押印義務の見直し

令和3年4月1日以降に提出する税務関係書類について、実印、印鑑証明を求める手続きを除き、押印の必要がなくなりました。ただし、商工会経由で申告書を提出する事業所の方につきましては、申告書の内容を確認した証拠として押印を求める場合がございます。

#### ②住宅ローン控除の特例延長および床面積要件の緩和

住宅ローン控除の控除期間を13年とする特例について、令和3年1月1日以降も適用されることになりました。また、従来まで住宅ローン控除の床面積の要件は50㎡以上（合計所得金額が3,000万以下）でしたが、40㎡以上50㎡未満（合計所得金額1,000万以下が要件）の住宅も対象になりました。

#### ③ふるさと納税 申告手続きの簡素化

ふるさと納税の適用を受けるためには、寄付金の受領者が発行する「寄付金の受領書」をすべて添付する必要がありましたが、今年度から特定事業者（ふるなび、さとふる、ふるさとチョイスなど）が発行する年間寄付額を記載した「寄付額控除に関する証明書」を添付するだけで済むようになりました。

## 事業復活支援金

法人は最大250万円、個人事業主には最大50万円

2022年3月までの事業の見通しを立てられるよう、コロナ過で大きな影響を受ける事業者に対し、固定費負担の支援として売上げの減少率に応じた支援金を支給する制度です。

#### 【主な要件】

- ①コロナ過の影響を受けていること
- ②2021年11月～2022年3月の間のいずれかの月の売上げが、前年か2年前の同じ月より30%以上減少していること。

年間売上高		減少率 50%以上	減少率 30%以上
法人	5億円以上	250万円	150万円
	1億円以上 5億円未満	150万円	90万円
	1億円未満	100万円	60万円
個人		50万円	30万円

## 電子帳簿保存法の改正について

電子帳簿等保存法の改正により、納税者の書類保存に係る事務負担の軽減を図る観点から、**帳簿や国税関係書類の電子データによる保存が認められることになりました。**

ただし、改ざんなど課税上問題となる行為を防止するため、**事務処理規程の整備**やタイムスタンプの付与等の措置が必要となります。

### 【重要なポイント】

#### ◆電子取引で授受したデータは必ず電子保存が必要

電子取引により授受した書類（請求書・領収書等）は、**電子的に保存することが義務化**されました。

#### ◆検索機能の追加

保存する際のファイル名に、検索機能として「**取引日、取引先、金額**」を追加する必要があります。ただし、基準期間の売上げが1,000万以下の事業者（消費税免税事業者）につきましては検索機能は必要ありません。

#### ◆事務処理規程の整備

事務処理規程のサンプルは、商工会のホームページからダウンロードが可能です。

※ **令和4年1月1日から実施する予定でしたが、2年間猶予になりました。**

## 新型コロナ関連給付金、地震被害の申告手続きについて

国の一時支援金、月次支援金、持続化給付金、家賃支援給付金、県の感染拡大協力金、一時金、市の営業継続給付金等の収入は、**事業所得（雑収入）として申告する必要があります。**

令和3年2月の福島県沖地震で被害を受けた事業者の方は、「雑損控除」または「災害減免法」が適用になる可能性があります。 ※ 所得控除が可能です。

## インボイス制度について(再)

◆令和5年10月1日から開始される「**適格請求書保存方式**」に先立ち、令和3年10月1日から**適格請求書発行事業者登録制度**の申請が開始されています。「**適格請求書発行事業者**」の登録を受けるには、税務署に申請書を提出する必要がありますので、登録を希望される方は忘れずに申請してください。